

## まちづくり支援事業都市局審査委員会要綱

平成 18 年 2 月 1 日 住宅都市局長決定

令和 5 年 3 月 15 日 改定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市まちづくり助成要綱（以下「助成要綱」という。）及び神戸市まちづくり専門家派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）等（以下「まちづくり支援事業」という。）について、適切な執行を期するため「まちづくり支援事業都市局審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めることを目的とする。

### (委員会の任務)

第 2 条 委員会は、助成要綱に定めるまちづくり助成、派遣要綱に定めるまちづくりコンサルタント派遣、及びまちづくりに関する調査等に関し、次の各号に掲げる事項について審査決定することを任務とする。

- (1) 助成要綱第 2 条第 2 項に定める審査。
- (2) 派遣要綱第 9 条に定める審査。
- (3) その他まちづくり支援事業に関する重要な事項に関すること。
- (4) まちづくりに関する調査等の委託先をプロポーザル方式により選定する場合、委託先選定に関する事項の決定、提案内容等の審査及び委託先の決定に関すること。

### (委員会の構成)

第 3 条 委員の構成は、副局長、総務課長、都市計画課長、景観政策課長、まち再生推進課長、地域整備推進課長とする。

- 2 委員長は副局長をもってあてる。
- 3 委員長代理をおく。委員長代理は委員長に事故等あるとき、その職務を代行するものとし、まち再生推進課長をもってあてる。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、委員会にオブザーバーとして委員

以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会が必要な都度委員長が招集する。

(委員会の議事)

第5条 委員会の議長は委員長があたる。

2 委員会は委員の2分の1以上の委員の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まち再生推進課において処理する。

(運営その他必要事項)

第7条 第5条第2項の規定に拘らず、緊急やむをえない場合は、委員長及び各委員の同意を個別に得て、委員会の決議にかえることができる。この場合次期委員会で報告するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 15 日から施行する。